

令和7年度 水田活用による園芸作物拡大・
定着促進事業（排水対策機械導入支援）のご案内

主食用米から園芸作物への転換拡大に取り組む農業者等を対象に、予算の範囲内において、排水対策に必要となる農作業機械の導入に係る経費の一部を支援します。

支援の内容等	
対象となる 農業者等 (補助対象者)	主食用米から園芸作物への転換に取り組む農業者、農業法人及び集落営農組織。 ※ 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等、県税未納者を除く。
補助対象 経 費	排水対策に必要となる農作業機械（溝掘機、サブソイラー、暗きょ疎水材充填装置、カットドレン、カットブレーカーなど）の取得に要する経費。 ※トラクター、バックホーなどの汎用性の高い作業機械は対象外。
補 助 率	2分の1以内（補助上限額:1件あたり1,000千円）
補助要件	次の①及び②を満たしていること ① 今年度の「水田活用による園芸作物拡大・定着促進事業（作付転換支援）」の取組主体であること。 ② 次年度産において、水田における園芸作物の作付予定面積が当年度産の作付面積以上であること。

補助金申請・交付等の主な流れ

本補助金の申請書類の提出窓口は、地域農業再生協議会又は市町村になります。
申請期間は地域農業再生協議会等へお問い合わせください。

農業者等

①申請書提出

②提出

③交付決定

④実績報告

⑤交付

地域農業再生協議会

・

市町村

県

※ ③事業計画を総合的に評価し、採択事業者を決定します。
⑤補助金は県から直接交付します。

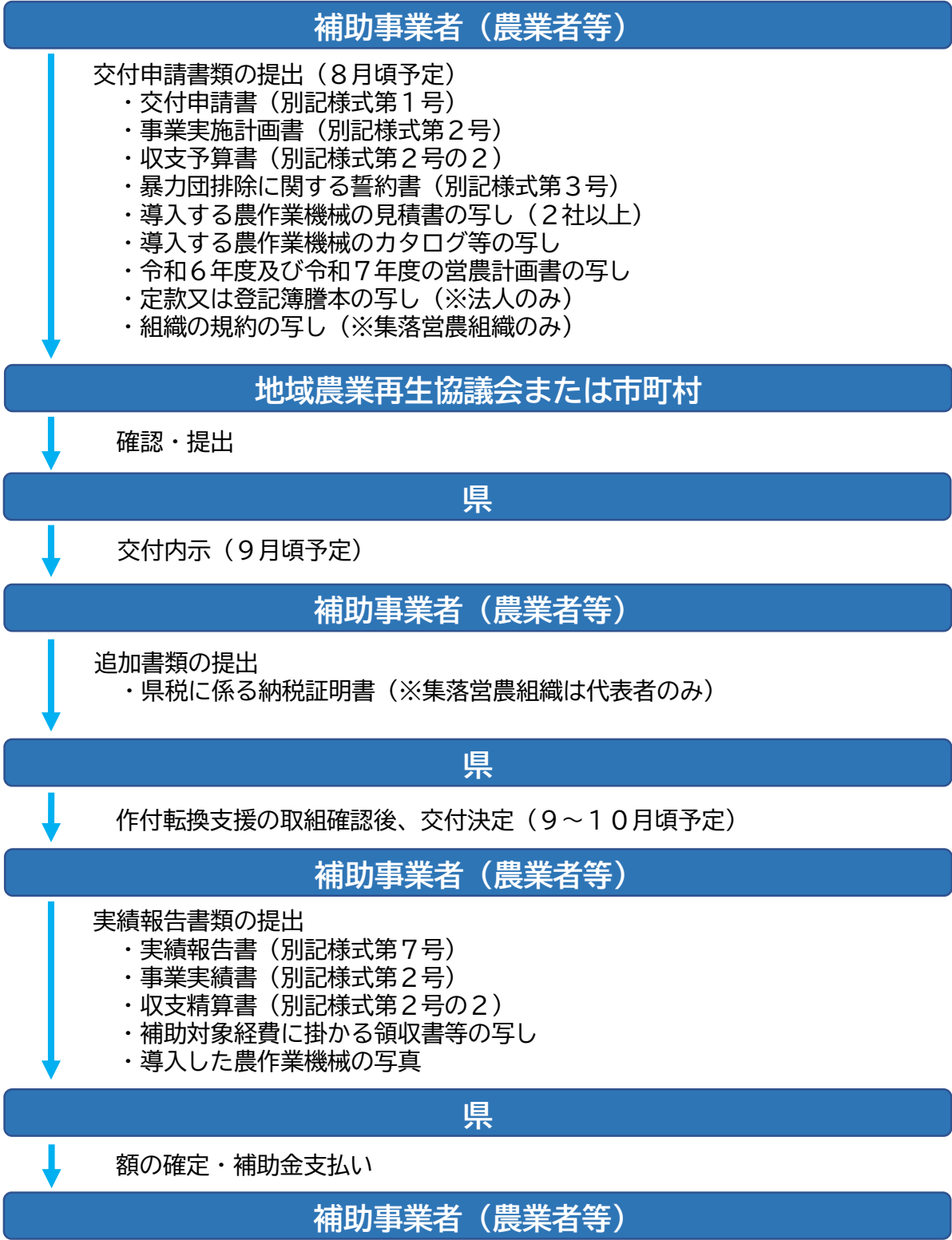
宮 城 県

裏面へ続く

手続きの流れ・スケジュール

交付申請・交付決定

事業実施・報告・支払い



問合せ先（事業に関する問合せ）

宮城県農政部みやぎ米推進課 水田農業班（TEL：022-211-2842）
※申請期間については、各地域農業再生協議会にお問合せください。